

重点事項推進WG横断的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	弁理士
2. 所管府省庁	経済産業省
3. 登録・入会制度について	
・登録者数	6552名(平成17年末現在)
・登録先	日本弁理士会
・登録審査の実施者	日本弁理士会
・入会の強制有無	有
・団体の法的根拠	弁理士法(平成12年法律第49号)第56条第1項
・強制加入としている場合のその理由	強制加入は、会の自治活動により弁理士の管理・監督が可能となり、行政による弁理士の監督を補助し行政のスリム化、効率化に寄与する。また、会の活動として弁理士の資質向上を一体的に目指せるため、弁理士の品位の保持や業務の適正化に寄与し、ひいては一般国民の利益となるため。
・設立の目的	弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。(弁理士法56条第2項)
4. 報酬規定について	
・報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	無
・報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	無
・報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	不明。ただし、日本弁理士会が会員に対して実施したアンケート調査(H14. 12. 10~H15. 1. 24実施)によれば、個々の弁理士において金額の格差が見られるところ。
5. 広告規制について	
・広告規制の有無 有の場合その記載箇所と規制の理由	無
6. 資格取得試験について	
・試験について規定する根拠法令	弁理士法第9条から第16条

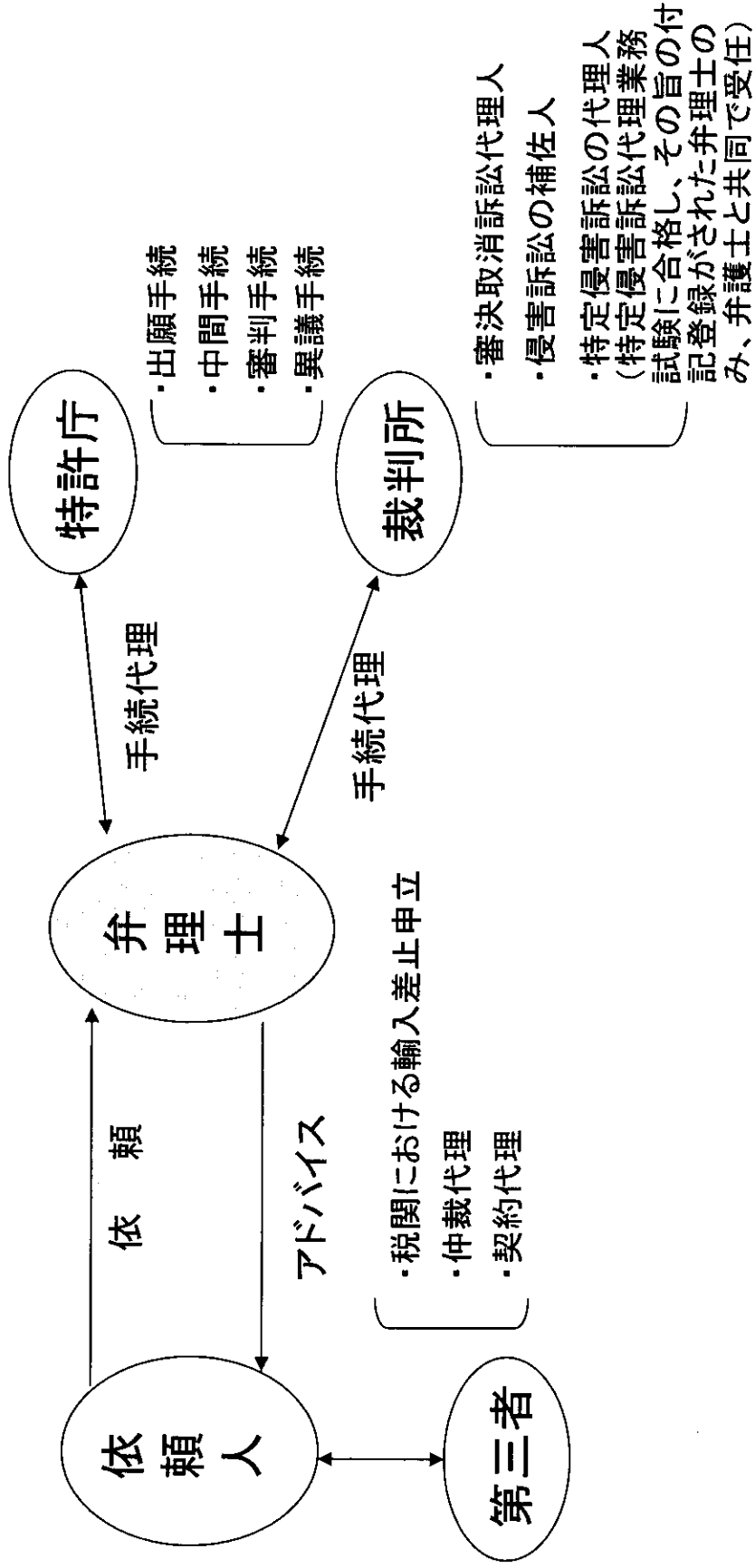
・受験者及び合格者数の推移(10年間)	受験者数平成8年度4128名,平成9年度4234名,平成10年度4351名,平成11年度4690名,平成12年度5144名,平成13年度5598名,平成14年度6714名,平成15年度7953名,平成16年度8883名,平成17年度9115名 合格者数(合格率)平成8年度120名(2.7%),平成9年度135名(3.0%),平成10年度146名(3.4%),平成11年度211名(4.5%),平成12年度255名(4.9%),平成13年度315名(5.6%),平成14年度466名(6.9%),平成15年度550名(6.9%),平成16年度633名(7.1%),平成17年度711名(7.8%)
・合格率が大幅に変わっている場合その理由	平成12年の弁理士法改正により、①予備試験の廃止(平成13年度試験より)、②試験内容の簡素・合理化及び修士・博士号取得者や他の資格者への一部科目免除(平成14年度試験より)が導入された。
・現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応	現在、特に過不足は、認識していない。
・資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)	試験問題、解答(論点)、配点、合格基準の公表及び試験問題の持ち帰りは、平成13年度より実施中。更なる試験制度の改正検討は、平成18年4月より開始する産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会において検討する予定。
・関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容	論文式選択科目は、弁理士試験の選択科目に対応する分野に係る研究で博士又は修士の学位を取得した者や技術士、司法書士、一級建築士等の有資格者を免除。
・受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容	無
7. 罰則規定について	
・懲戒処分権者	経済産業大臣
・懲戒の内容	1. 戒告、2. 2年以内の業務の停止、3. 業務の禁止
・懲戒となる行為	弁理士法又は弁理士法に基づく政令、省令等の違反。なお、弁理士法第62条には、弁理士は会の会則を守らなければならない旨の規定がおかれていることから会則違反も該当。
・資格者団体による懲戒(法的な懲戒処分との整合)	1. 戒告、2. 会員に与えられた権利(選挙権、総会出席権等)の2年を限度とする停止、3. 経済産業大臣に対する懲戒の請求、4. 退会(ただし経済産業大臣の認可が必要)
・資格者団体による懲戒となる行為	会の秩序又は信用を害した場合には、会によって会員の処分を実施。
8. 免許の更新	
・更新制度の有無	無
・定期的な講習等の有無その内容および頻度	有【倫理研修】会員は、倫理研修について登録した年度と、その後、「5年毎の継続研修」を受講するよう努めなければならない。

弁理士制度の概要

産業財産権に関する手続の代理等を行うための国家資格

根拠：弁理士法

産業財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権



弁理士制度の目的・特徴

弁理士法 第1条(目的)

この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。

1. 弁理士に対する業務独占の保証とその職務責任

・国が実施する試験に合格し、日本弁理士会に登録した者でなければ、産業財産権に関する手続代理等を業として報酬を得る目的で行うことは不可

・公正、誠実な業務遂行への要求(信用失墜行為は禁止され、懲戒処分の対象に)

2. 産業財産権法に関する専門的知見を要しない者により手続代理等が行われた場合の弊害

・不適切な手続による権利取得の失敗という形でユーザーに損害

・特許庁における出願審査等の事務処理負担の増大

・産業財産権の保護が適正になされず、社会的損失が発生

3. 弁理士の職務

・制度的に複雑な産業財産権に関する手続の円滑な実施を図ることにより、産業財産権の適正な保護に寄与

・知的財産の専門家として、ライセンスの実施等、権利の活用を促進

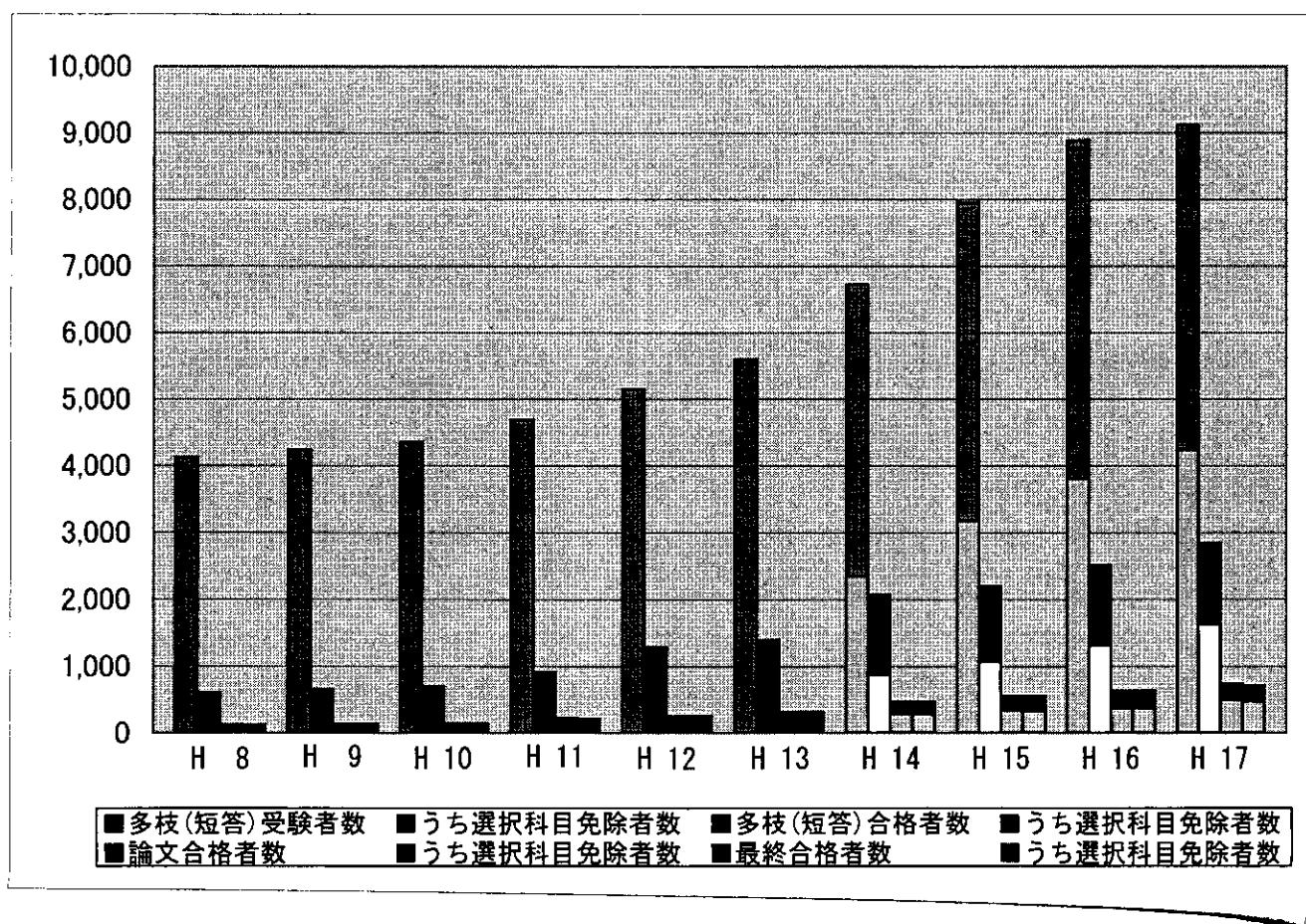
・訴訟手続や仲裁・調停といった紛争処理に対するサービスの充実により早期な権利関係の確定に寄与

産業財産権の保護・活用のサポート

弁理士試験実施状況（H8～）

	多枝(短答)受験者数	多枝(短答)合格者数	論文合格者数	最終合格者数
H 8 (合格率: 2.7%)	4,128	605	123	120
H 9 (合格率: 3.0%)	4,234	656	140	135
H 10 (合格率: 3.4%)	4,351	693	146	146
H 11 (合格率: 4.5%)	4,690	912	223	211
H 12 (合格率: 4.9%)	5,144	1,292	250	255
H 13 (合格率: 5.6%)	5,598	1,395	306	315
H 14 (合格率: 6.9%)	6,714 [2,346]	2,070 [879]	470 [288]	466 [281]
H 15 (合格率: 6.9%)	7,953 [3,173]	2,193 [1,072]	551 [341]	550 [331]
H 16 (合格率: 7.1%)	8,883 [3,812]	2,506 [1,315]	634 [372]	633 [376]
H 17 (合格率: 7.8%)	9,115 [4,241]	2,840 [1,631]	738 [501]	711 [480]

[]内は選択科目免除者数(内数)



弁理士数の推移

